

令和7年第8回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和7年8月22日（金）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和7年8月22日（金）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 議案第45号 事業計画変更承認申請について
日程第 3 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第49号 非農地証明申請について
日程第 7 議案第50号 農用地利用集積等促進計画の諮問について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長

武部 弘典 係長

中村 貴啓 専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 57分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより令和7年第8回安芸高田市農業委員会総会を開会とさせていただきます。

本日の総会にあたりましての欠席者はありません。出席人数は12名でございます。これより令和7年第8回安芸高田市農業委員会総会を開会とさせていただきます。

本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元のほうへ配付をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定により議長において行います。11番 境江委員、12番 高松委員、両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第45号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号3号について、9番 仁伍委員さんをお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。受付番号3号について報告いたします。8月12日に、農業委員、推進委員、事務局で現地の確認をしました。この後の4条の申請にもあるんですが、場所は甲田の●●●●●●●●から●●●●●へ100mほど進んだ信号を右折して、そこから300m進んだ辺りになります。営農型太陽光発電事業の廃止なんですけど、そもそも下で十分な営農がなされていない状態で、前回の許可の際も、1年のみ許可し、毎年更新という状況であったため、今回の申請は妥当であると思われまして、4条の際に再度詳しく説明いたします。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第45号 事業計画変更承認申請につきまして、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第45号 事業計画変更承



しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号55号について、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。55号について報告いたします。別図の46-55をご覧くださいと思います。申請地の北に、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●がございます。南は●●●●●●●●●●です。●●●●●●、●●●●●●になります。今回、この申請地を隣接地の宅地とあわせて、所有権移転をする申請でございます。申請地は家庭菜園として利用するという事で、周辺に及ぼす影響等はなく、許可は妥当と確認いたしております。以上で報告を終わります

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号56、57について、11番 境江委員さんお願いいたします。

○境江委員

11番 境江です。8月13日に、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認を行いました。56号でございますが、●●●●●●さんが後継者である息子に田んぼを譲るという事でございます。別に問題はないと思います。場所でございますが、●●●●●●●●●●で、●●●●●●●●●●が並走するところがございます。その場所から500m程度、●●●●●●に進んで行きますと、●●●●●●さんのお家がございます。●●●●●●の左手、右手に、今回申請されている田んぼがございます。別に問題はないと確認してまいりました。

続きまして、受付番号57号ですが、ここは、譲渡人が高齢となり作付けが困難となるので、●●●●●●さんが耕作をされておられます。それで、譲渡人の●●●●●●さんより●●●●●●さんに所有権を移転したいという事で申請がでております。場所ですが、●●●●●●●●●●を進んで行きますと、●●●●●●●●●●という場所がございます。少し進んで行くと、左手に入る道があり、それを1kmぐらい進んで行きますと、今回の申請地がございます。現在も●●●●●●さんが耕作をされており、これからも耕作をされていかれるので、別段問題はないと思います。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号58号につきまして、10番 田中がご報告を申し上げます。去る8月8日午後から、農業委員、推進委員、事務局とで現地の調査を実施いたし



00mほど入った、●●●●●●の少し小高い場所で、向原町●●●●●になります。地目は畑で2筆、308㎡と134㎡となっていますが、現地は1筆の442㎡になっています。昔は里道があったらしいのですが、今は里道は、畑の横に設置されています。譲渡人の●●●●●は●●●●●に住んでおられ、遠方でありまして、年を取られたことにより農地の管理が困難であり、申請地付近に住んでおられる、譲受人の●●●●●に申請地を譲渡するものです。今までも、●●●●●が管理されておられ、今後も畑として管理をするという事です。周辺は宅地が上と横にあります。畑として管理をされていて、他に対しての悪影響はないと確認をいたしました。詳しい内容については別紙調査書をご覧ください。これで60番の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？よいでしょうか？よろしゅうございますか？質疑、意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。

日程第4 議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告を行います。受付番号18号から19号について、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。受付番号18、19号について報告いたします。8月12日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしております。

まず、18号です。別図の47-18をご覧くださいと思います。申請地は、吉田町の●●●●●でございます。申請地の北100mあまりの所に●●●●●があります。下の図にありますように、申請人宅に隣接する申請地に浄化槽を、また、庭敷きとして利用する転用申請でございます。既に造成工事等は完了しており、始末書を添付しての申請であります。周辺農地に









廃品回収の営業を始めまして、そこからだんだんと拡張して、現在ここ一面にリサイクル品ですとか、廃品のスクラップを集めて営業している所です。最初は土地を借りてという話だったようですが、どうも譲り受けをしていたようなんですが、その時に地目は畑のままだったんですが、以前は畑となっておりますが、畑も作らず更地にして雑種地のようになっていた事もあるんですが、今回現状に即して手続きをしたいという事で、申請があったという事です。周辺には特に問題はないし、やむを得ないと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に49号について、2番 秋國委員さんお願いします。

○秋國委員

受付番号48-49号について、去る8月8日午後から、現地の確認を農業委員、推進委員、事務局で行いましたので、その結果をご報告いたします。まず地図の48-49をご覧くださいと思います。申請地は●●と●●●●●●●●●●に、●●●●●●●●●●という施設がありまして、その前の●●●●●●●●●●に約1km入った所の、●●●●●●●●●●という集落にこの申請地がございます。地図の真ん中中央に道がありますが、これが●●●●●●●●●●でございます。左側が●●●●●●●●●●になります。●●●●●●●●●●からで、右に行けば●●●●●●●●●●に抜ける道でございますが、この道路のすぐほとりに申請地がございます。この申請地を資材置場にしたいという事でこの申請がございました。周囲はほとんど農地ではありますが、雑種地というような形で耕作をされておられません。周辺の農地への悪影響はない事からやむを得ないのではないかと思います。詳しくは別紙調査書をご覧くださいと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号50号について、1番 光永委員さんお願いします。

○光永委員

1番 光永です。受付番号50号について、去る8月12日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしましたので、報告いたします。場所は、図面番号48-50にあります。地図では分かりにくいので、●●●●●●●●●●の信号より、約1kmほど●●●●●●●●●●に入った所の、●●●●●●●●●●の入口にあたります。申請人の宅地が申請地から20m入った所にあります。宅地の前の申請地に、山中にあるお墓を持って下りたいという申請です。譲渡人、譲受人は親戚関係にあり、今回どちらもお墓を山中から下ろしてきたいという事です。1種農地となっておりますが、不許可の例外に該当しますし、周辺農地に何ら影響はないですし、水路等にも問題ないため、許可はやむを得ないものと見てまいりました。詳しくは別紙調

査書をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。続いて51号について、9番 仁伍委員さんお願いします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。51号について報告します。8月12日、農業委員、推進委員、事務局とで現地の確認をしました。図面番号48-51をご覧ください。申請地の下、道と書いてあるんですけど、それを挟んだ下側には、申請地と同じぐらいの面積の田んぼがあって、さらにその下側に道を挟んで●●●●●の●●●●●があるような場所です。申請地の周辺にはすでに太陽光発電設備が多く見られまして、申請地の両隣はすでに太陽光発電設備になっています。そのことから周辺住民の方々の理解は得られているものと思われます。現在申請地は、雑草が生い茂っている状態で、太陽光発電設備になる事で、周辺に対しての環境は良くなると思いますし、他の農地への悪影響もない事から、今回の申請は致し方ないかと見てきました。詳しくは別紙調査書をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号52号について、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。受付番号52号について報告します。8月13日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。図面番号48-52をご覧ください。申請地は、●●から●●●●●を●●●●●に約1km行き、右手方向に約100m行った所にある、道路右側の田406㎡です。譲渡人の●●●●●は随分昔に購入され、耕作しないで年2回、草刈りで管理されていきました。譲受人の●●●●●は、現在家族3人で●●に住んでおられますが、この度、父親がいる●●●●●に帰ってこようと思ひ、申請地を買い受け、平屋の住宅を新築したいそうです。土地の前には●●、●●●●●があり、裏の田は一段高い場所にあり、他の農地に影響はない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で52号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。

どうでしょうか？ございませんか？

51号は3種農地になっていますよね？この地図から見ると綺麗に整備されたように見えるんですが、3種農地扱いになるんですよね？扱いというか、国の補助金が入っていないんですけど、綺麗にしてらっしゃいますよね。

○事務局

3種農地です。●●●●●●●から300mの範囲内であるため3種です。

○田中会長

わかりました。

その他、ご質問はございませんか？

質疑及び意見がないようでございます。これより採決に入ります。議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。

尚、受付番号50号、52号につきましては、許可妥当と処理をしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取する事といたします。

日程第6 議案第49号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号10号について、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。10号について報告をいたします。8月12日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認いたしております。別図の49-10をご覧いただきたいと思いますが、申請地は先ほどの3条申請47-19より、さらに東に入った、ため池の下にある田3㎡です。これも●●●●の分筆により残された土地でございます。そのまま放置しておりましたら、原野化し、耕地への復元は困難なことにより、この度の非農地証明の申請となりました。証明妥当と確認をいたしております。以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。続いて、受付番号11号、12号について、5番 藤原委員さん  
お願いいたします。

○藤原委員

それでは11号、12号について、非農地証明の申請について説明いたします。

最初に11号ですけれども、先ほどの八千代町●●の●●●●の案件で説明した場所のすぐ  
後ろ隣り、裏側になるんですけども、この場所は●●●●年頃からこの周辺に太陽光になっ  
たり、雑種地になったりしてですね、この土地はちょうどその狭間のようなところでして、これ  
も同じように雑種地のような所です。現在も木が茂ったり、雑草が茂ったりしてですね、細  
長いような棚田みたいな所になっています。長らくずっと活用していないというような所  
で、現地確認した時も、到底田んぼにするような所ではないし、周辺の状況から見ても耕地と  
して活用するのは難しいだろうという事で、農地から外して有効活用するという事はやむを得  
ないかなと見てまいりました。

それから12号なんですけれども、八千代町の●●という所なんですけれども、●●●●から  
日南側の山寄の方に約1kmぐらい入った所なんですけど、●●●●●●に沿った所にあるん  
ですけれども、昔の棚田だったと思われるような痕跡はあるんですけど、現況を見ると30cm  
ぐらいの木が茂っておって、田んぼの体をなしてない所です。現状山林になっていますので、  
やむを得ないんじゃないかと思います。農地法から外す申請を認めるしか仕方がないなとい  
うような状況です。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。  
質疑及び意見のある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？

質疑及び意見がないようでございます。これより採決に入ります。議案第49号 非農地証  
明申請について、受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第49号 非農地証明申請  
については、受理することに決しました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時25分 休憩

午後2時28分 再開

○田中会長

それでは休憩を閉じて会議を再開とさせていただきます。

日程第7 議案第50号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの事務説明が終わりました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。議案第50号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について、原案通り設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第50号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問については、原案通り設定することに意義のない旨を市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました議案は全て終了をいたしました。これをもちまして令和7年第8回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時30分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

1 1 番委員

1 2 番委員